

## 第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 10 月 17 日 (金) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太 ・ 14 池山 允敏 ・ 15 宮本 政春  
16 中村 高之 ・ 17 西森 健統 ・ 18 結城 晉三 ・ 20 諸戸 善昭  
22 中野 たつ子 ・ 24 岡田 勇樹

以上 10 名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：豊田担当主幹  
白山：岸岡担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 4 号 非農地証明願について

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

## 議事の大要

議長	<p>それでは、第10回第2農地部会を開催させていただきます。</p> <p>欠席者はございません。本日の議事録署名人、6番 田口 慶則委員、7番 野田 清太委員、よろしくお願ひします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から8で、件数は8件、面積は12, 897m<sup>2</sup>で、その内訳は田が6, 884m<sup>2</sup>、畠が6, 013m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から8で、件数は8件、合計面積は53, 395m<sup>2</sup>で、その内訳は田が43, 961m<sup>2</sup>、畠が9, 434m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地 以上、件数は1件、合計面積は46m<sup>2</sup>で、すべて畠でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1 共同住宅用地 以上、件数は1件、合計面積は363m<sup>2</sup>で、すべてその他でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地 以上、件数は1件、合計面積は154m<sup>2</sup>で、すべて田でございます。</p> <p>報告案件は以上です。</p>
議長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を

議題とします。事務局、説明をよろしくお願ひいたします。

事務局

それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町風早\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 638m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 13,515m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。  
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号2、地区 川合、申請地 一志町八太上奥\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 3,046m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 3,192m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 1,526,863m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。  
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号3、地区 高岡、申請地 一志町田尻川原\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,927m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 3,094m<sup>2</sup>の内3,006m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。  
譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号4、地区 川口、申請地 白山町川口杉ヶ瀬\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 90m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。  
譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号5、地区 川口、申請地 白山町川口黒木\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,392m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 59,304.88m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。  
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号6、地区 川口、申請地 白山町川口大中\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 456m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1,847m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。  
譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号7、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野道山垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 528m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,659m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。  
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

14ページをお願いいたします。

番号8、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野東\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 250m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。  
譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号9、地区 伊勢地、申請地 美杉町石名原竹川原\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畠、面積 456m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号10、地区 八幡、申請地 美杉町川上竹田\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 122m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 509m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,071m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

番号11、地区 多気、申請地 美杉町下多気野登瀬\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,705m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,512.36m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

以上、件数は11件、合計面積は13,613m<sup>2</sup>で、その内訳は田が12,444m<sup>2</sup>、畠が1,169m<sup>2</sup>でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。去る7日に現地を見てまいりました。諸戸さんと中野さんで見てまいりました。推進委員が4名です。先ほどの事務局の説明のとおりでございますが、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 2、3番お願いします。

池山委員 14番、池山です。10月7日に地元推進委員3名と宮本委員、それと事務局で現地確認をしております。ちょうど\_\_\_\_\_の南の田園が広がっている、その真ん中ぐらいのところですけれども、既にこの譲受人が担い手として水田を担っておりますので、何ら問題はなかろうということで、事務局の説明のとおりでございます。

3番の物件でございますけれども、地元推進委員と宮本委員、それと事務局で確認しております。ちょうど\_\_\_\_\_を挟んで南側と北側に分かれている田んぼなんですけれども、県道側からは全然見えないところでして、\_\_\_\_\_に架かっている\_\_\_\_\_をくぐった南側と、その手前の北側に分かれております。新規で始められるということのようですが、何ら問題はなかろうということで、事務局の説明のとおりでございます。以上です。

議 長 4番から8番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。まず、4番から6番まで同じメンバーでした。10月7日に中村、西森の両委員、それから地元推進委員、それから白山事務局と行政書士というようなメンバーで見てまいりました。

場所ですが、4番ですけれども、\_\_\_\_\_の東側100メートルほどのところの集落の中です。畠にするということで、何ら問題ないというように思われます。

それから、5番です。メンバーは同じく見ておりますが、場所ですけれども、\_\_\_\_\_の入り口から東のほうへ30メートルほど行ったところです。現況も田んぼということで、\_\_\_\_\_さんが作られているということで、これも何ら問題ないという状況でございます。

それから、6番です。これもメンバーは同じで、これも\_\_\_\_\_のほうから南東方向に200メートルほどです。少し荒れているような状況でしたけれども、引き受けた後、畠として利用されるということで何ら問題ないというふうに思います。

それから、7番、ハツ山ですが、これも中村、西森両委員、それから地元推進委員、それから事務局と受人というような状況で見ております。場所ですが、\_\_\_\_\_、その東前ぐらいでございます。現況も田ということで、そのまま利用されるということを聞いておりますので、これも問題ないというふうに思われます。

それから、8番です。これもメンバーは一緒ですが、中村、西森の両委員、それから地元推進委員、それから事務局、それから行政書士というようなメンバーです。場所のほうは、\_\_\_\_\_のほうが東側に見えるような場所です。現状は、空き家状態になっておるというような状態で、今度住まいされるということで、その方が畠もされるというような状況なので、これもまた問題ないというふうに思われます。以上です。

議長 9から11番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。9、10、11と説明します。

まず、9番、7日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。平成28年頃に相続した申請地を受人に譲り渡したいということでございます。

10番については、これも同じ7日に現地を確認いたしました。地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。遠方のため耕作することができないで売却する、受人は農業経営拡大のためということでございますので、何ら問題はないかと思います。

11番、多気について、これも同じ7日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。遠方につき耕作が困難のため売却したい、受人は農地として購入して農業経営していくたいということでございます。以上です。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町大沢池田\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 160m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

昭和46年に駐車場とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川口、申請地 白山町川口小屋\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 山林、面積 876m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和40年頃に山林とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 家城、申請地 白山町真見柳ヶ瀬\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 山林、面積 638m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和45年頃に山林とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生東寺垣内\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 雜種地、面積 876m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 1,900m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成17年頃に資材置場とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 多気、申請地 美杉町下多気白口\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 27m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和56年頃に山林とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は3,601m<sup>2</sup>で、その内訳は田が3,414m<sup>2</sup>、畠が187m<sup>2</sup>でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。  
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。これも去る7日に現地を見てまいりました。諸戸部会長と野田さん、それから事務局で見てまいりました。これも事務局の説明のとおりでございますが、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議長 2番、3番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。まず、2番の川口のほうですが、これも10月7日です。中村、西森の両委員、それから地元推進委員、それから申請人と事務局というメンバーで見てまいりました。もうほとんど山の近くです。それに伴ってですが、同じように山林化された場所ということで、木もかなり立派な木になっておるというような状況です。何ら問題ないと思います。

それから、3番は家城、こちらのほうも10月7日ですけれども、中村、西森の両委員、それから地元推進委員、それから事務局と申請人というメンバーで見てまいりました。場所ですが、\_\_\_\_\_の北の\_\_\_\_\_の向こう側、対岸になります。現状、隣は栗がありまして、きれいにしてあるんですが、現況としましてはもう山林化しているという、山のような状態であります。以上です。

議長 4番、5番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。4番、5番について説明をいたします。

7日に事務局と現地を確認いたしました。自身が勤める会社の産業廃棄物の保管場所として使用していく、現況のまま使用したい、資材置場のまま使用したいということです。産業廃棄物ということでございます。

5番については、7日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。一部山林化となっているため、前所有者が山林となりそのままの状態で相続したと。そのまま山林でいきますということでございます。以上です。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

事務局 事務局です。4番につきまして、三重県の環境室で産業廃棄物の届出をされており、産業廃棄物の運搬業者としてやっていますので、産業廃棄物を置く場所として手続きされているというところです。

議長 ちゃんと見ていかんとあかんな。どうやってはるのか。

事務局 産業廃棄物について。収集運搬はやっておるんですけども、汚泥とか廃油とか廃酸とか廃アルカリとかいろいろ種類があるんですけども、そういうものはなくて、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、瓦礫類、石綿含有産業廃棄物になります。

議長 そのほか皆さん、ご意見ありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居北口町駒走り\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 356m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 838m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地をデイサービス棟及びその附属棟とするものです。

許可書の交付につきましては、都市計画法43条との同時許可となる予定です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町南狭間\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 353m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 878m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積3,219m<sup>2</sup>の内、パネル設置面積は1,296m<sup>2</sup>、パネル設置率は40.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷\_\_\_\_\_、登記地目 田・井溝、現況地目 田、面積 1,969m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 2,147m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を運動場及び進入路とするものです。

久居藤ヶ丘町藤谷\_\_\_\_\_につきまして、令和2年10月頃に進入路とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、申請地 戸木町城山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 555m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1,282m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は464.4m<sup>2</sup>、パネル設置率は36.2%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、申請地 新家町西林\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 18m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 865m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は402.9m<sup>2</sup>、パネル設置率は46.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、申請地 一志町片野内山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 218m<sup>2</sup>、受人 株式会社 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町田尻川原\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 1,101m<sup>2</sup>の内87.87m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成10年頃に農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 伊勢地、申請地 美杉町石名原竹川原\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 76m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成28年に農業用倉庫用地として相続した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 八幡、申請地 美杉町川上東垣内\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 雜種地、面積 522m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場、ゴミ置場用地とするものです。

平成30年に駐車場、ゴミ置場用地として相続した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 下之川、申請地 美杉町下之川村\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,183m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は464.9m<sup>2</sup>、パネル設置率は39.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は8,096.87m<sup>2</sup>で、その内訳は田が3,979.87m<sup>2</sup>、畠が4,081m<sup>2</sup>、その他が36m<sup>2</sup>でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。  
1番から5番ですね。

田口委員 6番、田口です。これも去る7日に現地を見てまいりました。諸戸部会長と野田さんと、そして中野さん、推進委員の方4名で見てまいりました。

1番については、これは西鷹跡町の\_\_\_\_\_をやっているみたいでそれとも、それが手狭になってきたものでこっちへ移すということです。

2番について、これも事務局の説明のとおりでございます。

そして、3番が、これも場所は\_\_\_\_\_があるすぐ隣でそれとも、そこもちょっと運動場がないということで、隣の田を買うということです。

4番について、これも風早の端ですんで、そこに太陽光ができていますもので、皆太陽光になっています。

5番、これも周りが太陽光ばっかりですので、その続きでございます。

以上でございます。何ら問題ないと思います。

議長 6番、7番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。6番の案件でございますが、これは\_\_\_\_\_の北側に\_\_\_\_\_の畠地でございまして、倉庫の駐車場として使いたいということで、畠を転用したいということでございます。

それから、7番でございます。現況が宅地になっておりますが、それをそのまま使いたいということで上がっておりまして、問題なかろうということで判断いたしました。以上です。

議長 8、9、10番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。番号8、9、10番と説明します。7日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

平成28年に相続したが、遠方に移住しておるため、管理ができないので受人に譲渡をしたい、受人はまだ農業をそのまま続けていきたいということでございます。

9番、八幡については、これも地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。駐車場として利用がしたい、地域のごみの置場として利用しておるということでございます。

下之川、10番については、これも7日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。太陽光発電設備による土地の有効利用をしたいということでございます。下之川の村というと、太陽光がもうほとんどです。太陽光ができるおらんところは荒れ地、草ぼうぼう、イノシシなんかや鹿はどんどん来る。そういうところですので、よろしくお願ひします。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお伺い

します。どうですか。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第4号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 久居、願出者 \_\_\_\_\_、対象地 久居明神町大沢池田\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 25m<sup>2</sup>。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、対象地に平成15年以前に住宅を建築し、現在に至ることが確認できます。

番号2、地区 八ツ山、願出者 \_\_\_\_\_、対象地 白山町八対野西代\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 960m<sup>2</sup>。

これにつきましては、令和7年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、対象地に平成7年10月に農家の分家住宅として建築し、現在に至ることが確認できます。

以上、件数は2件、合計面積は985m<sup>2</sup>で、その内訳は田が960m<sup>2</sup>、畠が25m<sup>2</sup>でございます。

これらの案件につきましては、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。これも去る7日に現地を見てまいりました。これも事務局の説明どおりでございますが、何ら問題ないと思います。以上です。

議長 2番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。2番ですが、10月7日です。中村、西森の両委員、それから地元推進委員、それから白山事務局と願出者と行政書士と、このメンバーで見てまいりました。

場所ですけれども、\_\_\_\_\_へ400メートルほど行ったところの道の真隣ですけれども、現況としましてはもう事務局の説明のとおり、家が建っているというような状況でございます。以上でございます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することに決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。

それでは、1ページから11ページをお願いいたします。

件数は52件、合計面積は89,018m<sup>2</sup>で、その内訳は田が73,972m<sup>2</sup>、畠が15,046m<sup>2</sup>でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっております。

農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

初めに、番号36から41について。

\_\_\_\_\_ 委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 それでは、番号36から41について、この6件についてご審議お願いします。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、審議をいただきました6件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。  
入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 それでは、続きまして、番号50について。  
\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょうか。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りしましたこの1件につきまして、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 これらの案件につきましても適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。  
入室願います。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出いたします。  
以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了しました。  
これをもちまして、第10回第2農地部会を閉会します。

午後 2 時 45 分

上記は、第 10 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

令和 7 年 月 日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_